

令和7年第5回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年5月28日（水）午後2時00分から午後2時51分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（15人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（4人）

局 長	小林 隆志
次 長	宮坂 征憲
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

4 番	山岡 啓助
8 番	高林 敬子

6. 議 事

- ・議案第20号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第23号 令和6年度最適化活動の点検・評価について
- ・報告

○諏訪農業農村支援センター技術経営普及課担当者紹介

野網技師 あいさつ(省略)

・諏訪農業農村支援センター報告

7. 会議の概要

【開会 午後2時07分】

高林会長代理 これから令和7年第5回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員が出席していますので、本総会はこちらに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしくお願いします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。4番 山岡 啓助 委員、8番 高林 敬子 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第20号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、事務局から説明をよろしくお願いします。

宮坂次長 それでは、議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可処分につきまして説明いたします。議案書をご覧ください。今回の案件につきましては全部で4件でございます。このうち、1番と3番が新規、2番と4番が継続の案件となっております。特記事項といたしまして、1番の案件ですけれども、借り人が岡谷市長 早出一真となっております。川岸小学校の6年生の児童29人のクラスですが、農業体験に関わる貸借となっております。4月に担任の先生より農業委員会事務局に問い合わせをいただきまして、農地バンクを確認いたしましたところ、小学校裏に畑の登録があったため、紹介をさせていただきました。その後、現地を確認していただき、借りたい旨のご連絡をいただいたため、所有者にもご相談し、貸出可能と確認が取れましたので、所定の手続きをとっていただいたものであります。なお、期間といたしましては、授業の一環としての期間となりますので6月から12月までの7ヶ月間です。作付けする物といたしましては、児童の皆さんで話し合いをして決めるとの事ですけれども、予定ではシルクスイート、トウモロコシ、ハーブ、ブルーベリーと伺っております。説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明があり、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番から4番を決定とさせていただきます。議案第20号は以上です。続きまして、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は中屋地区です。早出委員よろしくをお願いします。

後藤主任 早出委員の説明の前に1点修正をよろしいでしょうか。農地法第4条の規定による許可申請書の進達についてですが、議案書の左上の議案番号を「議案第21号」に修正をお願いします。

早出委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、中屋辻の火の見櫓の近くにある農地で、北東方面100mほどのところに中屋区公民館があります。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請者が立ち会いました。現在、居住している建物が老朽化し、耐震性もないことから本申請地に新築をしたいとのことです。雨水は地下浸透、排水は南方向に出せるとのことです。また、申請地は榎垣外遺跡の埋蔵文化財地域に指定されておりますので、教育委員会と協議するよう指導しました。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま早出委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです。何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は東堀地区です。伊藤委員よろしくをお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、雇用促進住宅長地宿舎と中央東線の上に位置し、コイン洗車クリーン長地2号店の隣の農地です。2月に診療所で5条申請があった南側に位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。申請地はほぼ長方形に近い形で、3方向が申請者所有の土地です。コイン洗車クリーン長地2号店との境は擁壁が設置されており、コン柱も明確になっていました。申請地は水田跡のため、埋め土をして、アスファルト

舗装をして、雨水排水は敷地内処理をするとのこと。申請地の北側は診療所に接するところで、進入路の6mを確保し駐車場に進入しやすい施工とします。南側は縁石土留を施工し、境界が明確になるような施工とします。西側は縁石土留を施工し、水路から2m離れたところにL型側溝を施工します。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておられません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。議案第21号は以上です。続きまして、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は新倉地区です。山崎委員よろしく願います。

山崎委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、観音橋を渡らずに手前を1kmほど中に入ったところに位置します。新倉区の中でも1番多くの夏明地区の一角にあります。集落と天竜川に挟まれた構造改善が済んでいる、川岸地区においては比較的広い優良農地であります。最近は、ぽつぽつと宅地化が進んでいるという状況です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。申請者は、令和3年に相続をし、分筆もしました。今回は、既に宅地化が済んでいる残りの土地も売買による所有権移転を行うものでございます。分筆登記を行っており、既にU字溝があり、コンクリートの壁には四隅に刻印が入っており、明確になっていました。宅地造成におきましては、盛り土を行います。雨水の処理は宅地内地下浸透式で処理し、汚水は公共下水道に接続するとのこと。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておられません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま山崎委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は東堀地区です。伊藤委員よろしくお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、長地御所の工業団地内（有）山口製作所の西側隣で中央東線沿いに位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。日照についてですが、建物・工作物を設置しないため、支障はありません。排水についてですが、雨水は敷地内地下浸透処理をしていくとのことです。造成ですが、盛り土をして砕石をするとのことです。申請地の間を通る用悪水路については、市に払い下げの申請をしているとのことです。また、埋蔵文化財地域に指定されておられません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございました。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。議案第22号は以上です。続きまして、議案第23号 令和6年度最適化活動の点検・評価につきまして上程をいたしますので事務局よりご説明をお願いします。

宮坂次長 議案第23号の令和6年度最適化活動の点検・評価について事務局より説明させていただきます。お配りしておりますA3の資料別紙様式4と様式6は様式5の回答結果でまとめられた書類になっております。この議案の説明につきましては様式5により説明させていただき、様式4と様式6につきましては説明を省略させていただきますと思います。

令和6年度の最適化活動の目標につきましては、令和6年4月の総会で議決をいただきまして、令和6年5月に県へ提出しております。令和6年度が終了したことに伴いまして、1年間の活動状況や目標の達成状況を確認し、相対的な評価を行っているところでございます。

様式5の1ページは、令和6年度の目標設定から内容を転記したものになっておりますので、説明は省略させていただきます。

〔様式5 2ページから朗読〕

目標の達成状況のまとめでございますが、目標に対して期待を（やや）下回る結果となったということで、令和5年度の報告と同じまとめとさせていただきました。

次のページⅢ 事務の実施状況ですが、こちらは事務局における事務処理の状況

をとりまとめた結果が中心となっております。農地法第3条に基づく許可事務につきまして、令和6年度は23件、農地転用に関する事務につきましては、4条5条併せまして47件となっております。なおご参考までに、3条につきまして、令和5年度が12件、転用につきまして、令和5年度が57件ということで、3条は増加、転用は減少となっております。

令和6年度最適化活動の点検・評価につきましては、このようにとりまとめを案として作成させていただきました。本日ご審議いただきまして議決が得られれば、来月県に提出してまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、この通りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、議案第23号の令和6年度最適化活動の点検・評価につきまして決定とさせていただきます。議案第23号は以上です。続きまして、報告をお願いします。

後藤主任 農地法第18条第6項の規定により農地賃貸借契約の解約等の通知書が提出されましたので報告いたします。1番から3番まですべて、長地の半ノ木沢地区の田んぼになります。借り人が規模縮小ということで、合意解約の通知が提出されました。この3件につきましては、次に借りたい方のお話しがきていますので、遊休農地になることはないと思われます。以上です。

議長 ありがとうございました。以上をもちまして、日程4の議事は終了いたします。

議長 何かご質問等がありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして、令和7年第5回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後2時51分】

令和7年5月28日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 山 岡 啓 助

氏 名 高 林 敬 子